



平成28年6月3日

各 位

東京都中央区新川一丁目28番44号
アクリーティブ株式会社
代表取締役 菅原 猛
(コード番号: 8423 東証一部)
問い合わせ先 取締役 財務部長 高山 浩
TEL 03-3552-8701

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月3日開催の取締役会において、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、平成28年6月21日開催予定の当社第17期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査、監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスコードの一層の充実を図るとい
う観点から、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成28年6月21日開催予定の第17期定時株主総会において必要な定款変更についてご承認
いただくことを条件に、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新
設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更できること
に伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによっ
てその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条第2項の変
更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

| | |
|-----------------|---------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成28年6月21日(火) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成28年6月21日(火) |

以 上

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取</p> |

| | |
|---|--|
| <p>第 23 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (条文省略) (新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第 28 条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与及びその他の財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (現行どおり) (重要な業務執行の委任)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第 29 条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与及びその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の</u></p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役および監査役会)</p> <p>第31条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p><u>取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
|---|---|

| | |
|---|--------------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 41 条 <u>当社は取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に</u></p> | <p>(削 除)</p> |

定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める金額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条~第44条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第47条~第50条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条~第40条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条~第46条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>当社は、第17期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第17期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p> |
|---|--|